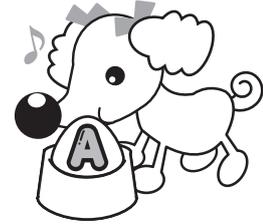


労災発生時の派遣元の対応は？

派遣労働者が労働災害に被災した場合には、派遣元はどのように対応する必要がありますか。

派遣労働者が労働災害に被災した場合には、派遣元も派遣先も双方が労働基準監督署に死傷病報告書を提出しなければなりません。提出の時期は、死亡や休業4日以上の場合にはその都度、休業3日以内の傷病の場合には、3カ月に1度その期間の最後の月の翌月末日までです。なお、その際、派遣先は、死傷病報告書を提出したら、その写しを派遣元に送付しなければなりません。



また、派遣労働者が労働災害に被災した場合には、派遣元が加入する労災保険の適用を受けませんが、労災保険の給付請求に当たっては、派遣元がけがをした日・時間・場所、ケガをするに至った状況などについて証明しなければなりません。この場合には、派遣元では、その把握が難しいので、労働者派遣契約に、派遣先は、派遣労働者のケガの状況を把握しておき、その状況を速やかに派遣元に通知することを規定しておき、派遣元が派遣労働者の労災保険の給付請求に必要な証明を行うことができるようにする必要があります。



